

☎は問い合わせ先です

郵便などによる不在者投票が変わります

公職選挙法が改正され、3月1日から郵便などによる不在者投票の対象者が拡大されたとともに、「代理記載制度」が新たに創設されました。

郵便などによる不在者投票の対象者を拡大

介護保険上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」である方として記載されている方が、新たに郵便などによる不在者投票ができるようになりました。

投票の際は、不在者投票ができる方であることを証明する「郵便等投票証明書」が必要になります

郵便などによる不在者投票での「代理記載制度」を創設

対象となる方

身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に「上肢または視覚の障害の程度が1級」で

市の審議会などの公開指針を定めました

市では、開かれた市政の推進を目指し、市民の市政参加の促進と市政の透明性・公平性向上を図るため、4月1日、「審議会等の会議の公開に関する指針」を定めました。

指針の主な内容(原則)

対象 市民や学識者などが構成員となつて設置された審議会、懇話会、委員会などが対象です。
公開の基準 審議会などの会議は原則として公開します。
公開する審議会の周知方法 審議会などの長が公開すると決定した会議は、時間や場所、議題などを明記したお知らせを、会議開催の7日前までに市庁舎や各区公民館の掲示板に掲示します。
傍聴手続き 傍聴を希望する方は、お知らせに明記された申し込み期日までに、指定の部署で申し込みしていただきます。
☎総務課 ☎22 1331



白石市基幹型在宅介護支援センターがオープンしました

4月1日、市健康センター1階保険課事務室内に「基幹型在宅介護支援センター」を開設しました。基幹型在宅介護支援センターとは？

在宅介護を必要とする高齢者やそのご家族の皆さんに、介護に関する情報の提供を行ったり、総合的な相談に応じます。

また、保健・医療・福祉サービスに関わる施設との連絡調整を図

白石市介護予防センターが旧刈田病院跡地内西側に完成しました

高齢者の健康増進と要介護状態への予防を図り、生きがいのある自立した生活を支援する拠点として整備していた「白石市介護予防センター」が完成し、3月30日に落成式が行われました。

介護予防センターは、軽運動室やトレーニング室などを備え、健康増進のための各種教室や体力測定のための設備を設けています。

7月から各種教室・講習を実施。詳細は6月号でお知らせします。市では、7月からこの施設を使用して各種教室やトレーニング機器の講習会を実施する予定です。詳しくは、施設概要と合わせて6月号の広報でお知らせします。
☎健康推進課 ☎22 1362



ぬくもりのある銅板葺きの屋根に覆われた白石市介護予防センター(旧刈田病院跡地内西側)

平成16年度福祉タクシー利用助成券を交付します

該当される方はお早めに交付申請をしてください(対象者は昨年と変更ありません)。該当される方

身体障害者手帳「1級」「2級」および「3級」をお持ちの方
療育手帳「A」をお持ちの方
特別児童扶養手当証書「1級」をお持ちの方

精神障害者保健福祉手帳「1級」および「2級」をお持ちの方
ただし、施設入所者は除きます。
利用できるタクシー会社
白石タクシー ☎26 2154
菊地タクシー ☎26 3121
観光タクシー ☎26 2181

男女共同参画基本計画「めざすプラン」を策定しました

この計画は、社会のあらゆる分野で男女共同参画社会の実現を目指し、未来がより希望の持てる社会になるよう、社会全体、地域、家庭、教育・学習、職場の5分野で目標を掲げ、施策の方向や項目などを示したものです。
詳しくは、今月号の広報と一緒に配付したダイジェスト版をご覧ください。
☎男女共同参画課(ふれあいプラザ内) ☎22 6025

福祉プラザやまびきをご利用ください

一般利用(有料)や障害者との交流、各種社会福祉活動などに「ご利用ください(減免制度あり)」。
利用時間 8時30分~21時まで(土・日・祝日も利用できません) ふれあい室
集会所などにご利用ください。
陶芸工房
電気窯、土練機、ろくろなど各種陶芸機器がそろえてあります。
申し込み・問い合わせ先
福祉プラザやまびき(南町) ☎26 2243

「勤労者体育センター」を「白石市スポーツセンター」に改称しました

市民がスポーツ活動に親しむ環境作りを図るため、4月1日から勤労者体育センターを「白石市スポーツセンター」に改称し、より利用しやすい制度に改めました。

名称が変わるだけでなく、より利用しやすくなります！
開館日 従来は休館していた月曜日や祝日の翌日も開館します。
休館日は、12月29日から1月3日までのみになります。

開館時間 従来の日曜日は、17時までの開館でしたが、今後は、すべての開館日で21時まで開館します。
また、開館を8時30分からと30分早め、午後の利用開始も正午からと1時間早めました。

使用料 従来は、雇用保険の被保険者と一般、2通りの料金体系

白石市スポーツセンター(旧勤労者体育センター)使用料 円

| 区分 | コート区分 | 使用料 | | | 全日 |
|----|-------|------------|-------------|-------------|-------|
| | | 8:30~12:00 | 12:00~17:00 | 17:00~21:00 | |
| 一般 | 半面 | 500 | 750 | 1,000 | 2,000 |
| | 全面 | 1,000 | 1,500 | 2,000 | 4,000 |

休館日：12月29日から1月3日まで
申し込み：使用希望日が属する月の3カ月前の月の初日から
(例：7月5日に使用したい場合は、4月1日から受付開始)

「小規模通所授産施設ポプラ」に改称しました

ポプラ作業所は、通所する精神障害を持つ方に作業指導や生活訓練を行い、社会復帰の促進を図るため、総合福祉センターに隣接して整備した施設です。平成14年度からは、NPO法人白石うぐいす会に管理運営を委託しています。

市では、よりきめ細やかな就労指導の実施を目指し、4月1日から、ポプラ作業所を精神保健福祉法に規定する「小規模通所授産施設」に変更し、名称も「小規模通所授産施設ポプラ」に改めました。今後は、国の補助を受けながら安定した施設運営を図り、常勤スタッフの充実などにより、一層の事業の充実を目指します。
☎健康推進課 ☎22 1362

課税台帳の閲覧

課税台帳の閲覧
固定資産の所有者・納税義務者の方と同居している親族の方の方からの委任状を持参の方
納税管理人
法人からの委任状を持参した方
貸借権・地上権等の権利者の方
借地借家人
資産の処分権を持つ方
の方は、権利を確認できる書類が必要です。

手数料 1件200円(ただし、4月1日~5月31日の間に行う閲覧は無料です)
固定資産縦覧帳簿の縦覧
平成16年度の価格比較のため、土地・家屋の所在地番、地目、地積、床面積、価格などが登録され、無料で縦覧できます。

縦覧できる方 固定資産税の納税者(税額が発生しない方は対象外)、納税者から委任された方
縦覧期間 4月1日(木)から5月31日(月)まで。(土・日、祝日を除く8時30分~17時15分)
閲覧・縦覧いずれの場合も、本人確認のため免許証、保険証などの身分を証明できるもの、または納税通知書を持参してください。

☎税務課固定資産課 ☎22 1313